第

2047

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 5月 14日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 月の途中で死亡した役員の報酬

この場合、4月分の全額を役員報酬として 損金に算入できますか。

A:過大役員報酬に該当しない限り、全額 を損金に算入できます。

【解説】

役員と法人との関係は委任契約に基づくものとされています。役員は、会社に対して相当額の報酬を請求する権利を有していて、この権利は会社に対する受任者として善良なる管理者としての注意義務、忠実義務等を負うことに対するものであるとされています。

また、報酬の請求は、原則として、これら の義務を履行した後に行うことができるもの とされています。

役員の死亡は、受任者の責に帰すべきものではありませんが、委任契約の履行の中途終了と考えられていて、一般的に受任者はそのときまでに行った事務処理の割合に応じて報酬を請求することができるものとされています。

ところで、役員報酬は包括的な委任の対価 であり、年俸、月俸による報酬限度額を規定 することはあっても、日当(日割計算)とい うことはなじまないと考えられています。

したがって、ご質問の場合は、過大報酬に 該当しない限り、4月分の役員報酬全額を損 金に算入できるものと考えられます。







